

第3号議案

広島県天然記念物の指定の解除について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第37条第1項の規定により広島県天然記念物の指定を解除することについて、次のとおり提案します。

令和6年12月23日

広島県教育委員会教育長 篠田智志

1 指定を解除する広島県天然記念物の名称

すげ
菅のムクノキ

2 根拠規定

広島県文化財保護条例第37条第1項

第37条 教育委員会は、県史跡名勝天然記念物が県史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その指定を解除することができる。

広島県天然記念物である菅のムクノキの指定を解除する。

1 広島県天然記念物の指定の解除について

(種 別) 広島県天然記念物 (植物)

(名 称) 菅のムクノキ

(員 数) 1 株

(所 在 地) 尾道市御調町大字菅字竹ヶ迫 10 番地のうち樹の根元
を中心とする半径 13 メートルの円内の地域

(所 有 者) 個人

(指定年月日) 昭和 59 年 1 月 23 日

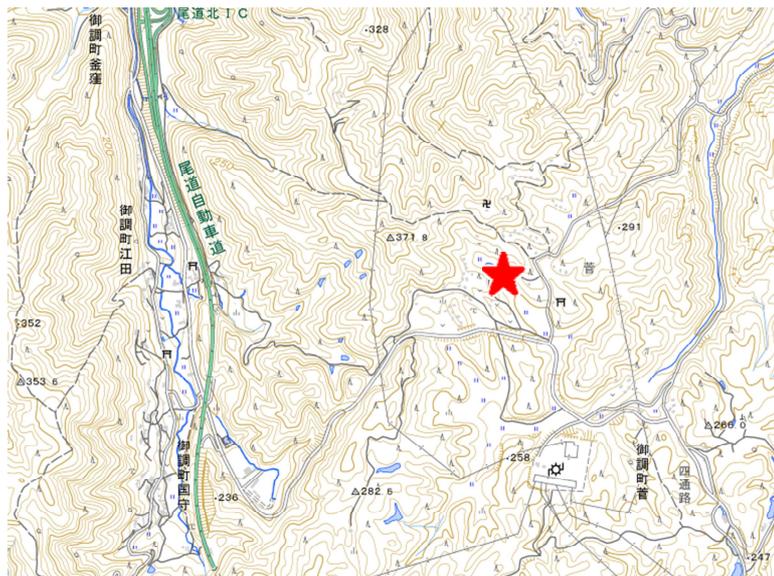
(解除理由)

当該樹木は、樹高 24.38m、胸高幹囲 4.68m のムクノキで、県内有数の巨樹であり、熱帯雨林の樹種などに多く見られる板根がよく発達していることから、学術上貴重な資料として昭和 59 年 1 月 23 日に広島県天然記念物に指定されたが、令和 6 年 7 月 18 日に、倒壊した。

倒壊前の状態に復旧することは困難であった上、樹勢が非常に衰え、根の腐朽も進行しており、今後再生の見込みはほぼなく、尾道市道を塞いでいたことから、所有者の了解を得て、令和 6 年 8 月 27 日に尾道市御調支所により撤去された。

当該樹木は倒壊により指定理由の価値が失われたことから、広島県文化財保護条例第 37 条第 1 項の規定により、広島県天然記念物の指定を解除する。

菅のムクノキ



国土地理院地図を一部加工



広島県天然記念物菅のムクノキ
左…指定樹全体（東から）（平成 28 年時点）
右上…倒木状況（東から）（令和 6 年 7 月）
右下…撤去後状況（西から）（令和 6 年 8 月）

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和6年12月23日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	59	重要文化財	建造物	45	104
	絵画	11		絵画	52 (+1)	63 (+1)
	彫刻	43		彫刻	94	137
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5		歴史資料	4	9
	小計	204		小計	319 (+1)	523 (+1)
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	29		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	114 (-1)	129 (-1)
	小計	56		名勝天然記念物	1	1
重要伝統的建造物群		4	小計		246	302
合計		301	合計		639	940
国記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
国選定保存技術						2
国登録文化財	登録有形文化財(建造物)					311
	登録有形民俗文化財					1
	登録記念物					3

※1 網かけ部分が、今回付議する文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回指定・解除をした後のものである。()は変更件数。

※3 国登録有形文化財(建造物)には、答申後未告示の10件を含む。